

# 令和3年度 第1回 久留米市上下水道事業運営審議会

令和2年度 決算報告 補足資料

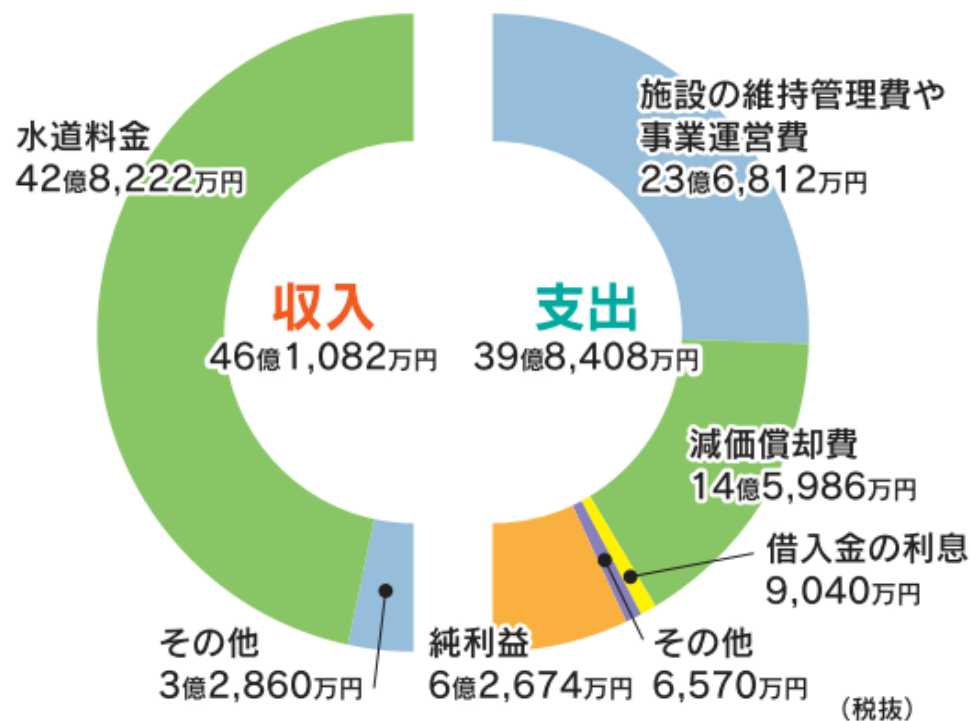
## 水道事業会計

水道事業では、市民生活にとって欠くことのできないライフラインとしての役割を果たすため、施設の計画的な整備拡充や適切な維持管理を行い、安全で良質な水の安定的供給に努めました。

### 水道水をつくるための収入と支出

収益的収支

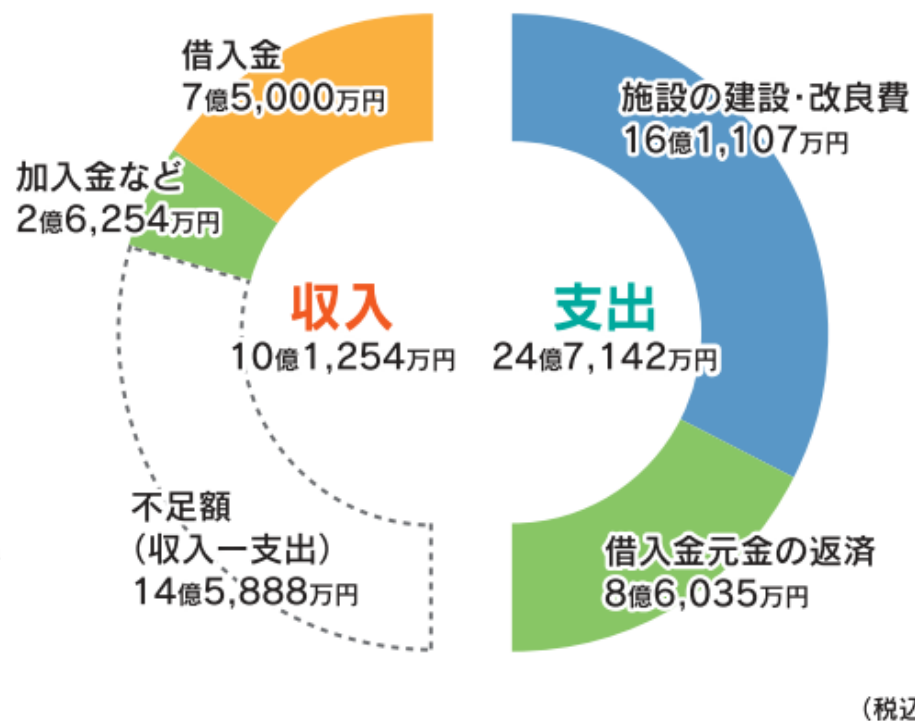
水道料金などの収入46億1,082万円に対し、支出は39億8,408万円で、純利益は6億2,674万円となりました。このうち、6億円を将来の借入金返済のために積み立てました。



### 水道施設を整備するための収入と支出

資本的収支

水道管の布設や水道施設の耐震化工事などの経費とその財源です。収入の不足分は、借入金返済のために積み立てた資金などで補てんしています。



## ○給水原価分析

・ 1 m<sup>3</sup>当たり供給単価及び給水原価内訳表

区分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
有収水量		24,893,343 m <sup>3</sup>			24,761,182 m <sup>3</sup>			25,024,237 m <sup>3</sup>		
供給単価	水道料金	金額(千円)	構成比(%)	1 m <sup>3</sup> 当り(円)	金額(千円)	構成比(%)	1 m <sup>3</sup> 当り(円)	金額(千円)	構成比(%)	1 m <sup>3</sup> 当り(円)
				4,307,607	100.0	173.04	4,278,587	100.0	172.79	4,282,221
給水原価	職員給与費	502,067	13.4	20.17	515,309	14.1	20.81	518,856	14.1	20.73
	動力費	144,076	3.8	5.79	141,124	3.9	5.70	128,878	3.5	5.15
	減価償却費	1,152,763	30.6	46.30	1,189,553	32.4	48.04	1,211,774	32.8	48.42
	支払利息	106,797	2.8	4.29	98,328	2.7	3.97	90,401	2.4	3.61
	受水費等	813,336	21.6	32.67	819,087	22.3	33.08	837,202	22.7	33.46
	その他	1,049,154	27.8	42.15	902,558	24.6	36.45	903,815	24.5	36.12
	計	3,768,193	100.0	151.37	3,665,959	100.0	148.05	3,690,926	100.0	147.49
料金回収率		114.3			116.7			116.0		

※ 1 m<sup>3</sup>当り供給単価 = 水道料金 ÷ 有収水量

※ 1 m<sup>3</sup>当り給水原価 = { 経常費用 - ( 長期前受金戻入 + 受託工事費 + 材料売却原価 ) } ÷ 有収水量

※ 職員給与費は、職員の給料・手当（児童手当を除く。）・法定福利費・退職給付費を計上。

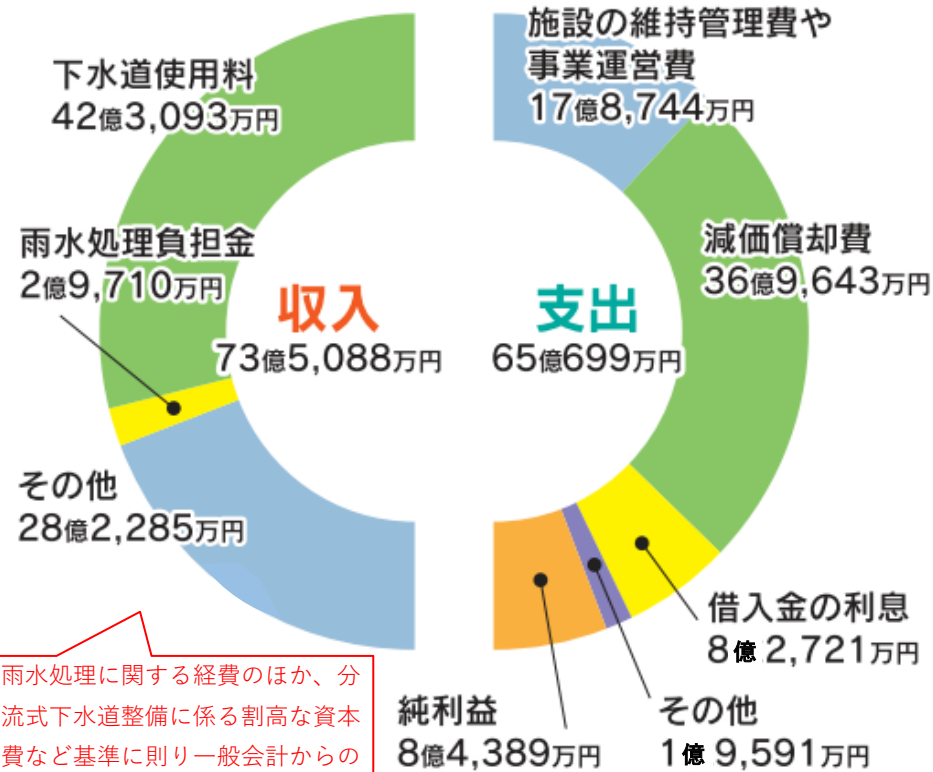
※ 減価償却費は長期前受金戻入額を控除した金額を計上。

## 下水道事業会計

下水道事業では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全といった役割を果たすため、下水道の普及拡大と下水処理場の施設整備を行い、安定的な汚水処理に努めました。

### 下水(汚水と雨水)を処理するための収入と支出 収益的収支

下水道使用料などの収入73億5,088万円に対し、支出は65億699万円で、純利益は8億4,389万円となりました。この全額と繰越利益から、8億4,500万円を将来の借入金返済のために積み立てました。

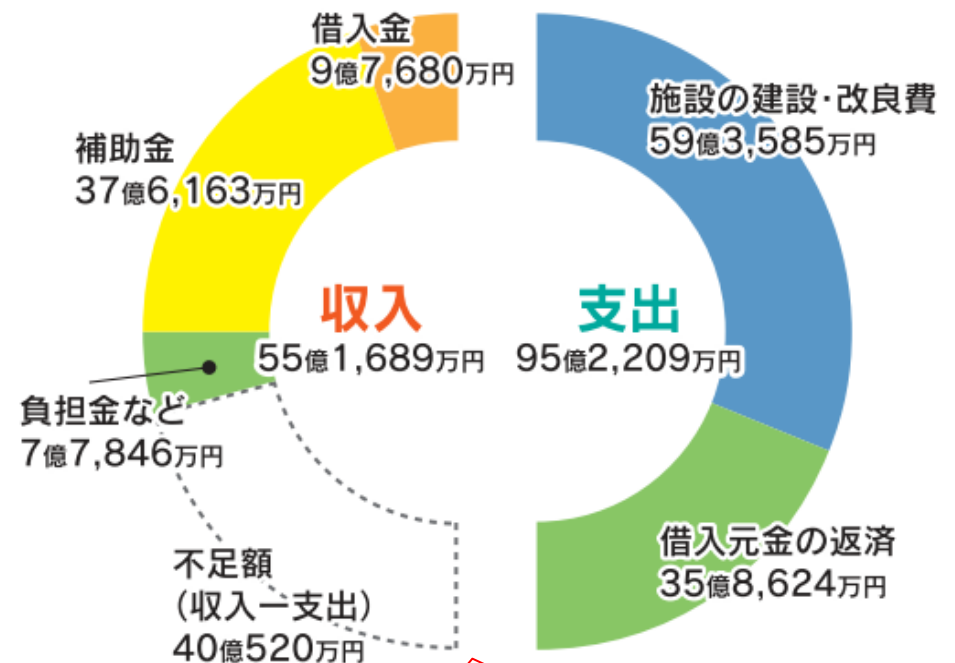


雨水処理に関する経費のほか、分流式下水道整備に係る割高な資本費など基準に則り一般会計からの繰出しが実施される。

(税抜)

### 下水道施設を整備するための収入と支出 資本的収支

下水道管の布設や下水道施設の耐震化工事などの経費とその財源です。収入の不足分は、起債前借で措置しています。

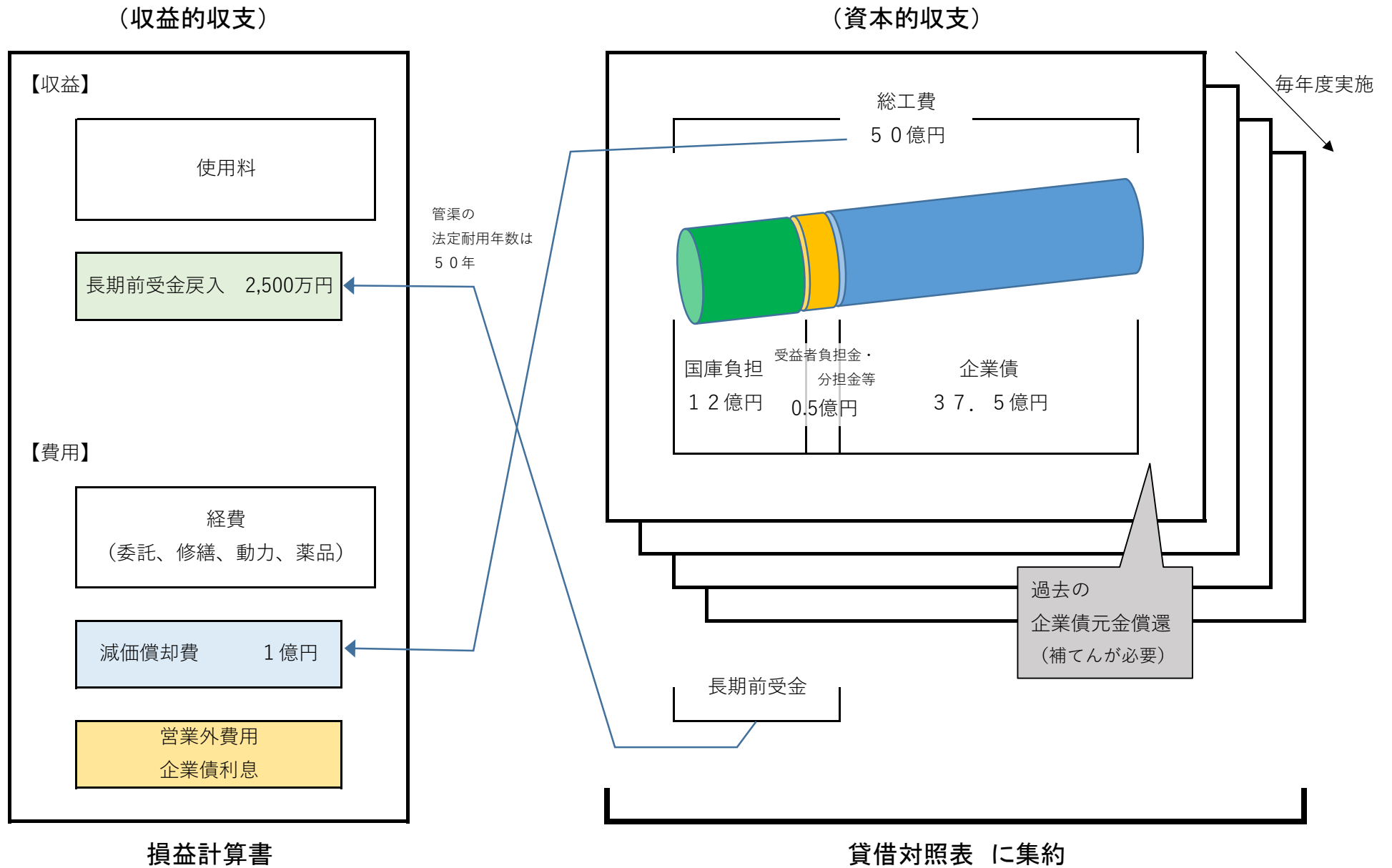


地方財政法上、建設事業に要する経費に対する国の支援は、義務的な「国庫負担金」に区分されている。

(税込)

○下水道事業に係る繰出基準

経費	基準	内容	公費負担の要点
雨水処理に要する経費	雨水処理に要する資本費および維持管理費に相当する額	(1) 雨水幹線維持に要する経費 (2) 雨水建設に係る減価償却費及び利子	・雨水は自然現象に起因するもの ・雨水の排除は都市の浸水防止に寄与
分流式下水道等に要する経費	分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額		・合流式下水道に比べ公的な便益が大きい ・合流式下水道と分流式下水道の資本費の格差による
下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	特定施設・排水設備の検査・除害施設に関する事務に要する経費に相当する額	(1) 特定施設の設置の届出の受理・計画変更命令・改善命令等に関する経費 (2) 排水設備等の検査に関する事務 (3) 除害施設に係る指導監督に関する事務	・下水の水質規制は、水質汚濁防止法における公共用水域の水質保全のための都道府県知事の同質のもの ・その限りにおいて公費負担とするもの
水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の1/2に相当する額		・公権力の行使に該当する一般行政事務の面を考慮し、経費の2分の1を公費負担
不明水の処理に要する経費	計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額	(1) 不明水、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量に処理面積普及率を乗じて得た水量を超える水量 (2) 維持管理費、ポンプ場・処理場費（汚泥処理に係るものを除く）のうち変動費	・想定する地下水を超える不明水については汚水処理サービスに伴い必然的に発生するものではない ・使用料の対象経費とすべき範囲を超過することから公費負担の対象となる
緊急下水道整備特定事業に要する経費	繰り出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還に相当する額		・本来補助事業として行われる部分を単独事業で取り扱うことから、その部分を交付税措置
下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費	下水道事業債（特例措置分）の元利償還に相当する額		・発行した起債の元利償還金について100%交付税措置
下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費	下水道事業債（特別措置分）の元利償還に相当する額		・平成18年度の地方財政措置の変更 ・元利償還金の70%を交付税措置



## 1. 平成26年度に公営企業法適用

### ・ 官公庁会計 → 公営企業会計へ

①経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を発生の実に基づき、発生年度に割り当てて整理

②財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減・異動を発生の実に基づき整理

### ・ 期間損益計算費用配分

その年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけがその年度の費用として認められる。

(例) 上図の総工費50億円の管渠は、その支出の効果が数年間にわたり持続するため、その年度の費用とはされず、翌年度以降に費用（減価償却費）として計上される。 (総工費) 50億円 ÷ 50年 (法定耐用年数) = 1億円

同様に、財源の補助金・負担金もその年度の収益とせず、一旦、長期前受金として整理した上で、翌年度以降に減価償却見合い分を収益（戻入益）として計上する。 (長期前受金) 12.5億円 ÷ 50年 (減価償却と同じ) = 2,500万円

## 2. 国の財政措置に対する対応

### ・ 臨時財政特例債（S60～H4）

### ・ 緊急下水道整備特定事業（H8～H14）

国の財政事情により本来、国庫補助で対応されるべき財源を企業債として借り入れにより賄う代わりに、その元利償還金については後年度に交付税措置されることとされ、市を通して繰入金として受け入れている。

※H26年度法適化初年度から本来、補助金として交付されるべき財源であることから上記1.の例により繰入金を一旦、長期前受金と整理した後、戻入益として収益化していたが、市から引き継いだ戻入額算定一覧表に「資料もなく、根拠性が薄い」との監査指摘を受け、令和2年度決算から総務省の見解に基づく計算方法により戻入額を算定している。

### ・ 特別措置（H18～）

下水道事業の機能「汚水の排除」「雨水の排除」に対して、国は「雨水公費・汚水私費」を原則としている。一方で、その負担割合については平成18年度の地方財政措置の変更において、それまでの雨水：汚水＝7：3を処理区域内の人口密度により雨水すなわち公費の割合を2～7割とする見直しが行われた。この結果、H17までの建設改良事業のために借入れた企業債の元利償還に対して繰出されていた差額については、特別に企業債を借入れることが認められた。

※H26年度法適化初年度から建設改良のための借入ではなかったため、長期前受金→（戻入）収益化の処理は行っていなかったが、こちらも令和元年度の決算審査において指摘を受けたため、総務省発出「基準見直しQ&A」に基づき、他の特例的措置と同様に長期前受金に整理した上で、戻入益として収益化している。

## ○下水道事業会計 汚水・雨水別 財源区分

(税抜、単位 千円)

		平成30年度				令和元年度				令和2年度			
項目		汚水処理	雨水処理	その他	計	汚水処理	雨水処理	その他	計	汚水処理	雨水処理	その他	計
収益的収入	下水道使用料	4,217,749	0	0	4,217,749	4,228,584	0	0	4,228,584	4,230,931	0	0	4,230,931
* 繰入金	雨水処理負担金	0	255,059	0	255,059	0	273,360	0	273,360	0	297,096	0	297,096
	他会計補助金	0	0	609,778	609,778	0	0	600,577	600,577	0	0	576,640	576,640
	長期前受金戻入	1,366,258	0	0	1,366,258	1,815,809	0	0	1,815,809	2,063,043	0	0	2,063,043
	その他の収入	115,708	0	0	115,708	117,106	0	0	117,106	171,383	0	0	171,383
営業収入+営業外収入 計		5,699,715	255,059	609,778	6,564,552	6,161,499	273,360	600,577	7,035,436	6,465,357	297,096	576,640	7,339,093
収益的支出	管渠費	436,699	19,122	0	455,821	507,300	54,528	0	561,828	352,998	64,737	0	417,735
	ポンプ場費	116,666	33,995	4,041	154,702	112,447	14,058	5,634	132,139	119,149	30,932	8,012	158,093
	処理場費	900,018	0	14,421	914,439	925,865	0	21,332	947,197	948,966	0	29,220	978,186
	総係費等	262,133	0	26,506	288,639	228,384	0	25,545	253,929	234,823	0	24,317	259,140
	企業債等利息	719,420	61,929	158,884	940,233	688,491	58,863	139,325	886,679	649,274	55,044	122,843	827,161
	減価償却費	2,945,425	129,888	405,926	3,481,239	3,003,590	145,911	408,741	3,558,242	3,157,801	146,383	392,248	3,696,432
	資産減耗費等	38,293	10,125	0	48,418	20,995	0	0	20,995	49,200	0	0	49,200
営業費用+営業外費用 計		5,418,654	255,059	609,778	6,283,491	5,487,072	273,360	600,577	6,361,009	5,512,211	297,096	576,640	6,385,947

※雨水処理に要する経費については、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日自治準企第153号通知）に基づき算定

- ①管渠、ポンプ場、処理場の各施設の機能が雨水処理用、汚水処理用に特定されているものは各々当該施設に係る経費の割合で区分する。
- ②施設の機能が雨水処理と汚水処理に共通するものは、①の割合を加重平均して得た割合で区分する。



## ○汚水処理原価分析

・ 1 m<sup>3</sup>当たり使用料単価及び汚水処理原価内訳表

区分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
有収水量		23,491,734 m <sup>3</sup>			23,606,196 m <sup>3</sup>			23,983,228 m <sup>3</sup>		
使用料単価	下水道使用料	金額(千円)	構成比(%)	1 m <sup>3</sup> 当り(円)	金額(千円)	構成比(%)	1 m <sup>3</sup> 当り(円)	金額(千円)	構成比(%)	1 m <sup>3</sup> 当り(円)
				4,217,749	100.0	179.54	4,228,584	100.0	179.13	4,230,931
汚水処理 原価	管渠費	436,699	10.4	18.59	507,300	11.9	21.49	352,998	8.3	14.72
	ポンプ場費	116,666	2.8	4.97	112,447	2.6	4.76	119,149	2.8	4.97
	処理場費	900,018	21.5	38.31	925,865	21.8	39.22	948,966	22.5	39.57
	その他 維持管理費	262,133	6.2	11.16	228,384	5.4	9.67	234,823	5.6	9.79
	支払利息等	757,713	18.1	32.25	709,486	16.7	30.06	698,474	16.5	29.12
	減価償却費	1,716,390	41.0	73.06	1,764,775	41.5	74.76	1,871,084	44.3	78.02
	計	4,189,619	100.0	178.34	4,248,257	100.0	179.96	4,225,494	100.0	176.19
経費回収率		100.7			99.5			100.1		

※ 1 m<sup>3</sup>当り使用料単価 = 下水道使用料 ÷ 有収水量

※ 1 m<sup>3</sup>当り汚水処理原価 = { 経常費用 - (雨水処理及び分流式経費等) } ÷ 有収水量

※ 減価償却費は長期前受金戻入額（使用料で賄うべき資産に係るもの）を控除した金額を計上。